



船舶検査証書

(書換)

第21号 1/2

船種及び船名	汽船 青翔
船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	120126
船籍港又は定係港	新潟県新潟市
総トン数又は船舶の長さ	75トン
用途	引き船
船舶所有者	有限会社ヤマナカタグ
有効期間	令和8年4月22日 まで
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 令和6年1月22日 北陸信越運輸局長 佐橋 真人	
航行上の条件	
航行区域又は従業制限 (国際航海に従事する船舶にあつては、その旨)	沿海区域 (A2水域(湖川を含む。))であつて、北緯45度54分23秒東経142度29分45秒の地点、北緯45度34分50秒東経144度54分41秒の地点、北緯44度38分32秒東経147度2分8秒の地点、北緯43度12分17秒東経148度36分44秒の地点、北緯41度26分28秒東経149度27分4秒の地点、北緯39度33分52秒東経149度27分5秒の地点、北緯37度48分4秒東経148度36分45秒の地点、北緯36度21分48秒東経147度2分10秒の地点、北緯35度25分30秒東経144度54分43秒の地点、北緯34度24分59秒東経143度59分47秒の地点、北緯34度5分23秒東経146度6分11秒の地点、北緯33度9分東経147度57分19秒の地点、北緯31度42分37秒東経149度19分49秒の地点、北緯29度56分39秒東経150度3分43秒の地点、北緯28度3分51秒東経150度3分44秒の地点、北緯26度17分53秒東経149度19分50秒の地点、北緯24度51分29秒東経147度57分20秒の地点、北緯23度55分5秒東経146度6分12秒の地点、北緯23度35分30秒東経143度59分49秒の地点、北緯23度55分5秒東経141度53分24秒の地点、北緯24度51分29秒東経140度2分15秒の地点、北緯26度17分52秒東経138度39分46秒の地点、北緯28度3分50秒東経137度55分52秒の地点、北緯27度10分34秒東経136度6分19秒の地点、北緯27度26分39秒東経133度55分47秒の地点、北緯25度33分50秒東経133度55分47秒の地点、北緯23度47分50秒東経133度12分51秒の地点、北緯22度21分24秒東経131度52分11秒の地点、北緯21度24分59秒東経130度 ***** 以下次葉 *****

航行上の条件

***** 航行区域又は従業制限 (続き) *****
 3分30秒の地点、北緯21度5分24秒東経127度59分53秒の地点、北緯21度24分59秒東経125度56分17秒の地点、北緯22度21分24秒東経124度7分35秒の地点、北緯23度47分49秒東経122度46分54秒の地点、北緯25度33分50秒東経122度3分59秒の地点、北緯27度26分39秒東経122度3分59秒の地点、北緯29度12分39秒東経122度46分53秒の地点、北緯30度39分5秒東経124度7分35秒の地点、北緯31度35分28秒東経125度56分16秒の地点、北緯31度50分7秒東経126度57分7秒の地点、北緯34度21分12秒東経129度5秒の地点、北緯35度12分29秒東経129度28分17秒の地点、北緯35度58分50秒東経130度6分33秒の地点、北緯36度38分50秒東経130度53分44秒の地点、北緯37度11分17秒東経131度48分25秒の地点、北緯39度33分51秒東経135度32分28秒の地点、北緯41度26分27秒東経135度32分28秒の地点、北緯43度12分15秒東経136度22分47秒の地点、北緯44度38分31秒東経137度57分23秒の地点、北緯45度34分49秒東経140度4分49秒の地点及び北緯45度48分29秒東経141度16分23秒の地点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた水域に限る。) (船舶設備規程第146条の10の3の水域を定める告示(平成4年運輸省告示第51号)の水域に限る。)

最大搭載人員

旅客 0人
 船員 5人
 その他の乗船者 1. 航行予定時間24時間未満の場合 12人
 2. その他の場合 0人
 計 1. の場合 17人
 2. の場合 5人

制限気圧

満載喫水線の位置

区画満載喫水線の位置

木材満載喫水線の位置

その他の航行上の条件

***** 以下余白 *****